

## SBIR フェーズ3 社会実装推進・評価有識者会議の開催について

府科事第 1100 号

令和 6 年 9 月 24 日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

(令和 7 年 12 月 12 日改正)

### 1. 趣旨

令和 4 年度第 2 次補正予算に計上した中小企業イノベーション創出推進事業（フェーズ 3 基金事業）の実施において、「指定補助金等の交付等に関する指針について」（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）を踏まえ、内閣府とフェーズ 3 基金事業を実施する各省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省。以下「実施各省」という。）は、実施各省が行うプロジェクトの進捗及び補助金執行状況の適切性等の確認・評価及びフェーズ 3 基金事業の成果の社会実装の促進を図るため、外部有識者で構成する「SBIR フェーズ 3 社会実装推進・評価有識者会議」を開催し、プロジェクト実施状況等を確認するとともに、実施各省が作成する「プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップ（案）」等に関して、その妥当性・実現可能性等について多面的な審議を行う。

### 2. 構成

- (1) 会議の構成は、別紙の通りとする。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### 3. 議事

- (1) 会議は、非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとし、かつ実施各省の統括プログラムマネージャーが公開を了承した場合においてはこの限りではない。
- (2) 議事要旨は、原則として公開とする。ただし、座長が公開しないことが適当であるとしたときは、議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。
- (3) 会議開催後、内閣府から審議結果を実施各省に送付する。

### 4. 庶務

会議の庶務は内閣府科学技術・イノベーション推進事務局にて実施する。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

構 成 員

[◎：座長]

◎琴 坂 将 広

(慶應義塾大学総合政策学部 教授)

○川 澤 良 子

(Social Policy Lab Inc. 代表取締役)

○古 川 尚 史

(東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 マネージングパートナー)

○清 水 美 保

(フォースタートアップス株式会社オープンイノベーション本部 パブリックアフェアー  
ズディビジョン プリンシパル)